

# 駅通情報

第47号

## 時評

### 一枚の郵便はがきから

私の手元に一枚の郵便はがきがある。

私が三十数年前、道南に勤務していたとき近くの郵便局長さんから貰つたものである。この郵便はがきは、郵便局時代からそれは遠くない明治八（一八七五）年一月一日は不押印の消印になつてゐる。日本で、郵便はがきが最初に発行されたのは、明治六（一八七三）年十二月一日であるから、それより一年數か月後に差出されたものである。この郵便はがきは二つ折りで、手写りの縦取りがあり、裏面右側に「差出人的心得」とあって、差出人が、この郵便はがきを使うときの注意書が印刷されている。

この形態から、明らかに日本で最初に発行された郵便はがきであると認められた。

郵便創始者、前島密（まえじまひそか）は、その著書「郵便創始談」で、郵便はがき發行に至った経緯について、次のとおり記述している。

〔郵便はがきという名は（中略）〕、當時大藏省五等出仕で紙幣局印刷部の監督をしていた吉江秀が名付けたものであるが、私は最初の用紙を何と名付けようかと思つて人々に相談したところ、吉江は「はがき」と名付けるのが言葉から言つても分かりがたく、これに賛成する人が多く「郵便はがき」に決つたのである」と書かれている。

また、当時「まだ厚い紙に適当なものがないので、止むを得ず薄手の紙で二つ折りにしたものである。」以上とのおり、もともと理由があつて郵便はがきが出来上がつたものである。

なお、料金は市内用と市外用とがつて、前者は平錢、後

者は一錢であり、二つ折の内面右半分には、前出のとおり「差出人の心得」として次の注意事項が書かれている。  
なかなか含蓄のある文章なので、やや長文ではあるが、全文を掲げると、次のとおりである。

「一、他見を拂らす又上包を要せざる題文通を低欄にて往復の便宜を開くべき為之を各地郵便局所及取扱所にて可充下車。」

一、市内の往復に用うる分は半錢のはがき印紙、国内を通じて用うる分は一錢のはがき印紙を可申車。

一、郵便局所及取扱所無の在村へ拂出するときは之に一錢の増額便切手を添付可申然もされば信書等の如く届け先より一倍の増税可私事。

一、此はがき印紙は三府五港郵便局所に於て百枚以上を一度に買ふ者は五分限二百枚以上は一割減にて買ひ得べき事。

一、此はがき印紙の面に郵便切手等の模様有之際へ先方宿所氏名を限り認むべし且郵便切手の模様へ少しも關の附かざる様に心を用ふべし聊かにても關の跡など有之時は確立不致寫紙と可放事。

一、此面へは決して文字等と不可認事。

以上のとおりであるが、現代になると「他見を拂かる」とか「題文通を低欄で扱うこと」と等は、全く蛇足といふか、敢えて利用者に注意を促す必要もないことのよう認められるが、この点、時代の経過を感じさせる。

なお、三府とは、京都・大阪・東京を指し、五港とは、安政六（一八五九）年の神奈川条約により開港した北海道の箱館をはじめとして横浜・新潟・神戸・長崎を指しているものである。

また、原文にある差取名の部分は、現代の平假名にして記載した。

コロンブスの卵で、分かつてしまえば当然なことであるが、そこに至るまではそれなりの経緯があり、一枚のはがきが創意されるまでには試行錯誤があることを痛感する。

# 「北の零年」の舞台 シフナイト場所の探求 (二)

越八月末引私  
若ヶ所七間二四間 会所ヨリ壹里三拾丁西ウセナナイニ右  
此處通行人馬鹿立場故、平生とも番人式人居有之候  
登体所 武ヶ所拾間ニ參問

○シフナイト(静内)の位置

右について本文中に触れていないので、左に、簡単に記述しておく。

静内は、太平洋岸東部を朝富方面に通する途中で、日高路の中央部に所在する。

日高路と十勝との間に、地蔵を山形が迫つていて通行が至つて困難であるが、寛政十年、近藤東藏によつて

十勝側二里の山道が改修され通行が容易になつた。

明治七年七月、開拓使によつて実測が行われた結果

落小牧・下下方(静内)一里十九里七町  
下下方・幌泉間

落小牧・根室間

とあり、当地方に郵便局が開設する直前になつて前出のとおり郵便局の距離として決定したのであつた。

なお、古來、静内はしおちやアイヌの文化の象徴的場所であつた。

〔解説〕  
前出の「開拓使奉業報告」では、静内の開拓を「不評」としているが、天保十三(一七〇〇)年調査の松前鳥飼帳

「東在郷」として、「しおちやアイヌ(シフナイト)」の地名が出てくる。少し下つて、寛政四(一七九二)年の「場所請負人及び運上金一覧」には、場所請負人名、運上金の一覧表が記述されていて、既に、場所として登場している。

そのころ池端として、また地元民との交易が行われていたことが明らかである。

〔〕また、それから数年後の享和三(一八〇〇)年に調査取り組とめられた「村郷帳並びに大國書」によると、シフナイト場所は会所、登体所等、場所としての施設も完備し、馬も三十四匹備されるに至つてゐる。

また、場所運営についても支配人の下、和人の番人も八人を常駐するという大場所に成長している。

なお、右のとおり、シフナイト場所は享和十二(成年)の開設となつてゐるが、享和年代は三(一八〇三)年で終つてゐることと、またこの年が成年であることをから考へて、享和三(一八〇二)年の間違いであらう。それにしても敷宿所又は通行屋が見当たらぬ。これは他の会所の例から考へると、会所の中に旅宿者用の部屋が設けられている向かもあるから、会所内にあると見るのが一般的である。

馬鹿立所 八間ニ四間

馬鹿立所 八間ニ四間

馬鹿立所 八間ニ四間

馬鹿立所 八間ニ四間

(東夷夜話拾五)



〔從前 駅逓所御手当をヶ年金者百円  
是正一金五拾円  
とあって、これまで年百円であった取扱人の給金を年五拾円に減額支給する。これは、開拓使の財源が年々厳しくなつたものに対応してのもので、静内駅逓に限らず、管下一般に及ぼしたものであった。〕  
(以下略)

## ○下下方郵便局の開設

明治五年七月の函館郵便局開設に續いて、道南の通信網完成後の定着を持つて、以後、奥地への延長が西られた。

奥地への通信網の整備は、より早期に全道一周通信網の完成という方針に基づくものであつた。  
明治八年一月、東部（太平洋回り）の既設の馬車を吉岡（吉小牧）に移設して、吉岡を起點として駅室までの開設を目指した。

その沿道に当たる日高路を経由して根室までの間一二六里に十五局の開設を計画した。  
まず、吉岡の次に函館を再設置し、以下「沙留・下下方・三石・浦川」の順に開設することとして

三 勇  
松  
沙  
留  
下下方  
三 石  
(勝布)  
山村宗次郎

(以下略)

の郵便取扱を任命した。  
右、郵便輸送開通に伴つて、「郵便業出日割」を次のとおり発表して、郵便の運送確保を図った。  
①吉岡から浦川へ向付三・八日の差立てとして毎月六便  
②浦川から吉岡へ向け二・七日の差立てとして毎月六便の運行で、郵便物の運送が開始された。

下下方郵便局においても、右、郵便輸送の沿道に所在する郵便局として、この計画に組み込まれて前記のとおり、明治八年一月を開して業務運行が開始されたのであった。

## 静内駅

年代別人馬荷詰等の推移(八)

年代	人馬荷詰等の推移(八)					
年	人足一人一里	馬一足一里	山道割増			
安政	○	三〇	○	四〇	○	○
三	○	三〇	○	四〇	○	○

通用地域「個人地帯」これをもつて全国にわたりて人馬荷詰が明定された。

## 郵便創業時ににおける

## 本州側の郵便物運送状況(五)

前号では、箱詰奉行(又は、開拓使)と島屋との間で契約した箱詰馬使についての「解説」を行つたが、本号では、引き続いて「解説」の(4)からることにしたい。  
それに統いて、陸運会社が駅逕寄から委託を受けて運行した郵便物の運送について記述する。

これまで、地方の郵便物の運送実態は、明確でなかつたので、本編では、地方における運送の実態を具体的に取り上げた。この点本稿において郵便の運送状況がある程度明らかになり、大きな意義があるものと認められる。

(4) 次に、第二次については、開拓使支配に移行後の明治二年十月、第一次の例に倣つて、島屋に請負せたが、このときは、運行日程を「十一日限り」として契約したのにこれが守られず、開始後、三ヶ月足らずで開拓使側から一方的に破棄となつた。  
第一次のさいの二十六日でさえ守られなかつたのに、十二日の日程が守られるはずはなく、たちまち破棄に追い込まれるに至つた。

以上のような過去の事例を観察では、何と見たのかこれに対する資料は見当たらないが、郵便輸送について明定しているのは前述のとおり「東京（日本橋）から福島までの一日の行程とする」としているだけで、「以北については何の指定もしない」しかし、明定はしていないものの、東京—函館間「御用馬便」の運送行程の第一次と第二次の日程の中をとつて、「二十日間として計画しているようである。

では、郵便物の運送は、馬匹によつたのか、あるいは脚夫によつたのかについてであるが、この点、青森界下の状況を後述するとして、以上、三回にわたる「御用馬便」の場合には、専ら駿馬に馬引き二名と荷卸一名付きの運送で、それも各宿場での積み替えではなく、直しの運送であった。さらに、第一次では積荷三十貫としているが、第二次のときは「二十貫に減量して実施したものであつた。なお、郵便輸送の場合には、詳しくは後述するとして、陸運会社の請負による脚夫便としたものであり、しかも昼夜兼行であった。

#### ア　途中・立寄（船越）局の有無と郵便運替えについて

前記三回にわたる「御用馬便」については、江戸（東京）と福島（函館）間（第三次については札幌まで）の公用狀（摺）の運送が主体であった。途中、立寄る必要がなく直行便であつたが、これに対し、郵便輸送については、東京以北の各郵便投所（又は、郵便取扱所）が島内から収集めて北海道へ向けて整立てる郵便物があり、沿道に立寄局（船越局又は開港局）を設ける必要があつたはずである。

前述のとおり、「東京—函館間」については、駿馬寮から指定されているのは、「郵便往復日割」の中において、太平洋側回りと日本海側回りの分岐点に当たる福島については「東京から一日行程であるとの明文がある。従つて福島は船越局として指定（函館時から北海道にあてた郵便物は、ここに仕分けされて函館あて行囊に納入され

て発立したものと認められる。以北については立寄局（船越）の指定がない。しかし、前出の往復日割には、太平洋側回りには「仙台・盛岡」が、また、日本海側回りには「最上（山形）・秋田・青森」の三局が特記されているので、恐らく、以上五局は立寄局（船越局）と見ていのではないか。以上の五局は、偶然かも知れないが、現在の各県一局あたりであり、しかも現在でも各局を統括する郵便局とみられるので間違はないであろう。

#### イ

第一次御用馬便のさいにおけるその他の運送条件  
郵便輸送に直後の關係はないが、駿馬寮が陸運会社へ郵便輸送を請負わせるに当たつての契約を設定するについて参考になると思われる事項に次の約定がある。

「御用往復馬便は、毎月二ノ日、すなわち、月三回奉立てることを原則とし、一か月馬一匹（二回）までは無賃であるが、三四（三回）にならぬ場合は、以後、一匹に付き二回（三分）來を奉行所間に支拂うこと。馬一匹の積荷は三十貫目までとするが、もし、これに達しないときは、三十貫目に達するまで、島屋側の相対荷物を差し込みすることができる。（第一回目約定）」

このときの箱詰車行と島屋との間の約定としては十数項目にわたるが、これら荷役上の約定で、駿馬寮と陸運会社との郵便輸送に関する契約上の参考となる点は以上のとおりである。

ただ、右約定についての疑問は、月二回まででは無賃である。これでは、島屋側の一方的犠牲の上に成立しているもののように認められる。また三回目からは有料になる点についても、その額は余りにも安価に過ぎるように認められる。この飛脚運行について、島屋側では實際にはどの程度の経費を要するものか明らかでないが、島屋の支度が大き過ぎるようと思われるものである。

また、積荷が三十貫に達する量がない場合には、島屋側

の相対荷物（可燃物としての適用物品）を運んでいたとしているが、それも不確実なもので、経営を左右するほどの影響があつたものかどうか疑わしい。しかしこれは現代人の常識程度のものであつて、当時の商取引の裏には現代人の想像を超えたものがあるのかも知れない。

## 1 四

- (1) 陸運会社、郵便輸送の委託を受ける  
創業時における郵便輸送の実態と陸運会社へ委託させるに至った経緯  
「郵政百年史」によると、郵便創業時の郵便物輸送は、「獨立場駅立場駅場又は收扱規則」に定められた方法で行われ、駅に出現していた各府県の駅通掛官が運送の責任を負い、郵便脚夫が駅間の連絡に当たつた。郵便物は、「獨立場駅」に分類してそれぞれの駅名が書かれた行囊に入れられ、運送用の皮袋黒塗りの行李に納められて、駅間を組立て輸送された。（以下略）
- このように、創業時は、宿泊者の伝統を取り入れたいわば官営のかたちで運送を行っていたのである。
- 以上、具体的かつ、詳細に記述されていて、郵便物の運送方法駅間の授受方法がよく分る。この方法は、宿駅時代の開拓地で行われていた貨物の取扱方法を踏襲したものであった。
- 更に郵便輸送は陸運会社へ委託させるに至つたのであり、「郵政百年史」は続く。

「明治四年七月からの駅通制が改められて相対運送法、つまり公定料金によるものではなく、相対賃金による輸送への全面的切り替えが行われ、飛脚屋など輸送業者は、陸運会社復興に従つて陸運会社が組織されることとなつた。

そして、宿駅制もやがて廃止される見通しとなつたので明治四年十月には、郵便輸送を陸運会社に全国的に委託することに決定し、各地に陸運会社が設けられていったのである。

## 〔解説〕

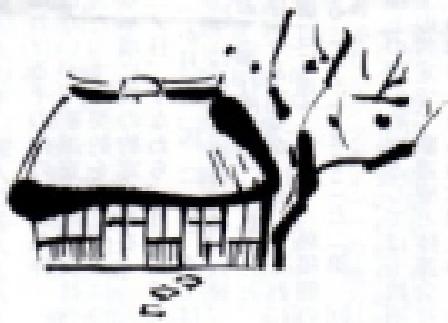
以上、長文になつたが、創業時に於いて陸運会社が郵便物の運送の委託を受けるに至つた経緯がよく理解できる。

要するに、創業後、数か月にして陸運会社に郵便物の運送を全面的に委託するに至つたことが明らかになつた。

当時郵便事業についても郵便役所、郵便收扱所の開設が激増し、これにつれて郵便輸路も延長され、従つて郵便物の取扱いも増加したのである。

そのような時期、各地に陸運会社の設立がみられたので、明治四（一八七一）年十月には、郵便物の運送手段もこれに対応して改善が図られ、全面的に陸運会社に委託するに至つたのであつた。

（次号へ続く）



発行年月日 平成十七年十一月五日  
編集者 無 料  
発行者 札幌市南区川沿四条五丁目二二一  
史字研究会

TEL 011-571-3602

その後、郵便輸路の延長と郵便物数の増加にともなつて運送手段の改良が要請され、運輸手段の進歩発展とともに人力車送・牛馬送・鐵道輸送・船舶輸送などが採用された。